

第5章

子ども・子育て支援事業の推進
(大田区子ども・子育て支援事業計画)



I 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法は、わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行うために制定されました。

子ども・子育て支援事業計画とは、同法に規定する各種の給付と事業を確実に推進するため、内閣総理大臣が定めた基本方針に即して、地方公共団体が策定する、5年を一期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の円滑な実施に関する計画です（子ども・子育て支援法第60条、第61条）

（1）計画の対象となる事業等

子ども・子育て支援事業計画では、次の事項を定めます。

①各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

●幼稚園

- 1号認定・・・幼稚園における通常の教育時間の利用（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の教育認定）
 - 2号認定・・・幼稚園における通常の教育時間以外の利用、いわゆる預かり保育（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の保育認定のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの）
- 認可保育所、特定地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所）、区独自保育事業（認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業など）
- 2号認定・・・認可保育所等を利用する満3歳から小学校就学前までの子ども（保育の必要性の認定区分における満3歳から小学校就学前の子ども）
 - 3号認定・・・認可保育所等を利用する満3歳未満の子ども（保育の必要性の認定区分における満3歳未満の子ども）

②各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 時間外保育事業
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）
- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
- 幼稚園における一時預かり事業（延長保育）
- 保育所等における一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 利用者支援事業（保育サービスアドバイザー等）

- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）
- 養育支援訪問事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進、能力活用事業（保育連携推進事業）

【子ども・子育て支援新制度に基づく事業の概要】

子ども・子育て支援給付

■子どものための教育・保育給付

●施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

●地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

■子どものための現金給付

- 児童手当

■子育てのための施設等利用給付

- 施設等利用費の支給

地域子ども・子育て支援事業

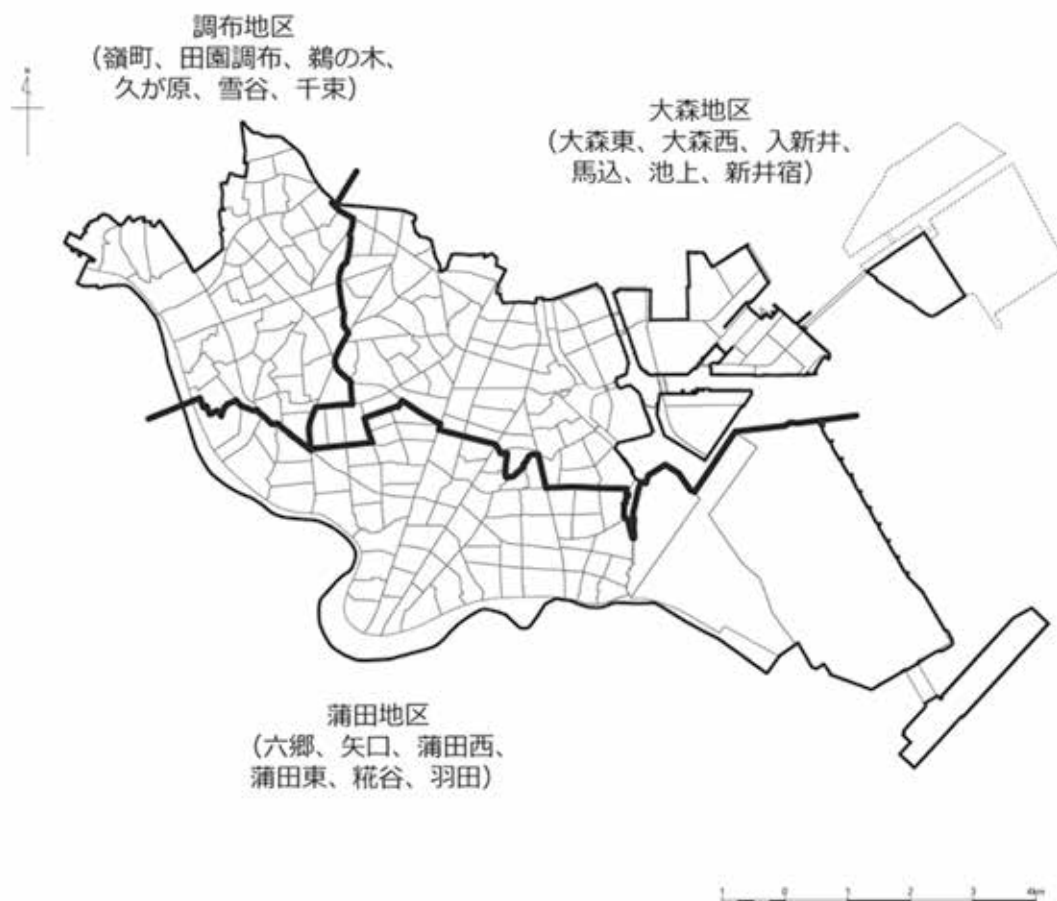
- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- 時間外保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、事業等の需要の見込み等を行うにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めるものとしています。

大田区は、昭和22年3月15日に誕生しましたが、当初より行政区域を大森、調布、蒲田の3地域としてきました。JR大森駅、蒲田駅は、大田区の中心的な商業地区となっており、調布地区は、私鉄駅を中心とした緑豊かな住宅地が形成されている地域となっています。

これらの地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、保育及び時間外保育事業については大森地区（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）、調布地区（嶺町、田園調布、鷺の木、久が原、雪谷、千束）、蒲田地区（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田）の3区域を、教育及びその他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定します。

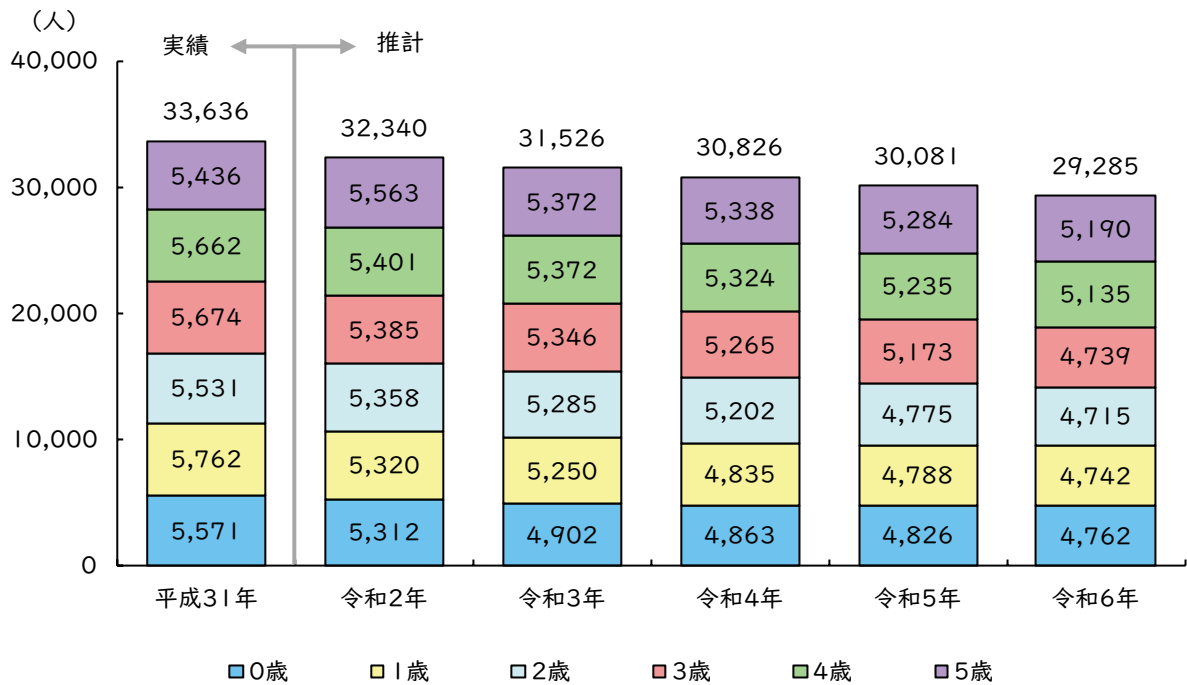


3 子どもの人数（将来推計）

区の計画策定のよりどころとして策定した「大田区人口ビジョン」では、大田区の就学前人口（0歳～5歳）は、将来にわたり全体で減少すると推計しており、本計画もこれを踏まえて策定します。

単位：人

	実績値	推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	5,571	5,312	4,902	4,863	4,826	4,762
1歳	5,762	5,320	5,250	4,835	4,788	4,742
2歳	5,531	5,358	5,285	5,202	4,775	4,715
3歳	5,674	5,385	5,346	5,265	5,173	4,739
4歳	5,662	5,401	5,372	5,324	5,235	5,135
5歳	5,436	5,563	5,372	5,338	5,284	5,190
合計	33,636	32,340	31,526	30,826	30,081	29,285



資料：大田区人口ビジョン

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みは、原則として国の手引きに準拠し、保護者ニーズ調査から算出する利用希望に各年度の推計人口を乗じて算出することとしています。算出の結果、数値が利用実態と乖離が生じる事業については、これまでの実績や現在の利用状況、今後の事業展開等を踏まえ、必要に応じ、数値を補正しています。

確保方策は、量の見込みを踏まえた確保の内容を年度毎に定めたもので、計画期間である令和2年度から令和6年度の各年度について記載しています。

なお、各年度の予算措置については、前年度の実績等を基に補正を行う場合があるため、本計画の需要見込みと異なることがあります。

(1) 幼稚園

事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。

大田区内に48園あり、すべて私立幼稚園です。

確保方策

満3歳児から就学前の園児については、量の見込みに対して十分な提供量が確保されている状態が見込まれます。

【計画目標】

		(年間)						
		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	合計	8,407人	8,155人	7,967人	7,756人	7,551人	7,351人	7,156人
	1号認定 (※)			6,995人	6,810人	6,630人	6,454人	6,283人
	2号認定 (※)			972人	946人	921人	897人	873人
確保方策	実施 箇所数	48か所	48か所	48か所	48か所	48か所	48か所	48か所
	提供量 (定員)	8,494人	8,539人	8,539人	8,539人	8,539人	8,539人	8,539人
過不足		87人	384人	572人	783人	988人	1,188人	1,383人

(※) 1号認定：幼稚園における通常の教育時間の利用（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の教育認定）

2号認定：幼稚園における通常の教育時間以外の利用、いわゆる預かり保育（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の保育認定のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの）



（2）認可保育所、特定地域型保育事業、区独自保育事業

事業概要

認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉法に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。

その他、認証保育所や、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業などの大田区が独自に支援する保育事業を実施しています。

確保方策

保育サービス定員の拡充により、平成31年4月の待機児童数は116名まで減少しました。3歳から5歳までの待機児童は解消しているものの、0歳から2歳までの待機児童解消が課題となっています。

区全体では認可保育所の待機児童数は減少傾向にありますが、地域別にみると馬込・六郷・入新井地域において申請者数が増加傾向にあるなど、地域差が生じています。引続き地域ごとの需要量を精密に予測し、必要な地域に重点的に認可保育所の整備を進めます。

【待機児童数・保育サービス定員の推移】



【計画目標(全域)】

(年間)

		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	合計	15,588人	16,912人	17,240人	17,930人	18,420人	18,620人	18,846人	
	2号認定	7,869人	8,810人	9,030人	9,300人	9,500人	9,600人	9,710人	
	3号認定	0歳	1,518人	1,503人	1,490人	1,580人	1,640人	1,660人	1,689人
		1・2歳	6,201人	6,599人	6,720人	7,050人	7,280人	7,360人	7,447人
確保方策(定員)	合計	15,338人	16,796人	17,646人	18,346人	18,846人	18,846人	18,846人	
	特定保育施設 ・認可保育所	3~5歳	7,336人	8,315人	8,736人	9,014人	9,215人	9,215人	9,215人
		0歳	901人	1,000人	1,072人	1,162人	1,222人	1,222人	1,222人
		1・2歳	4,377人	4,945人	5,268人	5,600人	5,839人	5,839人	5,839人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3~5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		1・2歳	494人	476人	476人	476人	476人	476人	476人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3~5歳	533人	495人	495人	495人	495人	495人	495人
		0歳	478人	459人	465人	465人	465人	465人	465人
		1・2歳	1,216人	1,104人	1,132人	1,132人	1,132人	1,132人	1,132人
過不足	3~5歳	0人	0人	201人	209人	210人	110人	0人	
	0歳	-136人	-42人	49人	49人	49人	29人	0人	
	1・2歳	-114人	-74人	156人	158人	167人	87人	0人	



【計画目標（大森圏域）】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	合計	5,351人	5,682人	5,840人	6,220人	6,390人	6,470人	6,542人
	2号認定	3~5歳 2,722人	2,967人	3,070人	3,220人	3,290人	3,330人	3,366人
	3号認定	0歳 509人	504人	510人	560人	580人	590人	596人
		1・2歳 2,120人	2,211人	2,260人	2,440人	2,520人	2,550人	2,580人
確保 方策（定員）	合計	5,258人	5,628人	5,972人	6,358人	6,542人	6,542人	6,542人
	特定保育施設 ・認可保育所	3~5歳 2,566人	2,842人	3,013人	3,168人	3,241人	3,241人	3,241人
		0歳 309人	348人	384人	435人	459人	459人	459人
		1・2歳 1,536人	1,691人	1,828人	2,008人	2,095人	2,095人	2,095人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3~5歳 0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳 0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		1・2歳 155人	155人	155人	155人	155人	155人	155人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3~5歳 156人	125人	125人	125人	125人	125人	125人
		0歳 151人	137人	137人	137人	137人	137人	137人
		1・2歳 385人	330人	330人	330人	330人	330人	330人
過不足	3~5歳 0人	0人	68人	73人	76人	36人	0人	
	0歳 -49人	-19人	11人	12人	16人	6人	0人	
	1・2歳 -44人	-35人	53人	53人	60人	30人	0人	

【計画目標（調布圏域）】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	合計	4,022人	4,671人	4,740人	4,860人	5,070人	5,110人	5,185人
	2号認定	3~5歳 1,894人	2,358人	2,420人	2,470人	2,550人	2,570人	2,606人
	3号認定	0歳 454人	459人	450人	460人	490人	490人	503人
		1・2歳 1,674人	1,854人	1,870人	1,930人	2,030人	2,050人	2,076人
確保 方策（定員）	合計	3,937人	4,653人	4,859人	4,982人	5,185人	5,185人	5,185人
	特定保育施設 ・認可保育所	3~5歳 1,779人	2,249人	2,365人	2,416人	2,497人	2,497人	2,497人
		0歳 257人	293人	305人	317人	341人	341人	341人
		1・2歳 1,079人	1,366人	1,410人	1,470人	1,568人	1,568人	1,568人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保 育事業	3~5歳 0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳 3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		1・2歳 146人	128人	128人	128人	128人	128人	128人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保 育事業	3~5歳 115人	109人	109人	109人	109人	109人	109人
		0歳 154人	154人	160人	160人	160人	160人	160人
		1・2歳 404人	352人	380人	380人	380人	380人	380人
過不足	3~5歳 0人	0人	54人	55人	56人	36人	0人	
	0歳 -40人	-10人	17人	19人	13人	13人	0人	
	1・2歳 -45人	-8人	48人	48人	46人	26人	0人	

【計画目標（蒲田圏域）】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	合計	6,215人	6,559人	6,660人	6,850人	6,960人	7,040人	7,119人	
	2号認定	3,253人	3,485人	3,540人	3,610人	3,660人	3,700人	3,738人	
	3号認定	3~5歳	555人	540人	530人	560人	570人	580人	590人
		0歳 1・2歳	2,407人	2,534人	2,590人	2,680人	2,730人	2,760人	2,791人
確保 方策 （定員）	合計	6,143人	6,515人	6,815人	7,006人	7,119人	7,119人	7,119人	
	特定保育施設 ・認可保育所	3~5歳	2,991人	3,224人	3,358人	3,430人	3,477人	3,477人	3,477人
		0歳	335人	359人	383人	410人	422人	422人	422人
		1・2歳	1,762人	1,888人	2,030人	2,122人	2,176人	2,176人	2,176人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3~5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		1・2歳	193人	193人	193人	193人	193人	193人	193人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3~5歳	262人	261人	261人	261人	261人	261人	261人
		0歳	173人	168人	168人	168人	168人	168人	168人
		1・2歳	427人	422人	422人	422人	422人	422人	422人
過不足	3~5歳	0人	0人	79人	81人	78人	38人	0人	
	0歳	-47人	-13人	21人	18人	20人	10人	0人	
	1・2歳	-25人	-31人	55人	57人	61人	31人	0人	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所等で、通常の保育時間（11時間）を超えて延長保育を実施する事業です。

月単位で利用する「月極延長保育」と、1日単位で利用できる「スポット延長保育」があります。

確保方策

ニーズ量に対して必要な保育定員の確保ができていますが、働き方やライフスタイルの多様化等を踏まえ、保護者が安心して利用できるよう、引き続き、安定した保育環境を整備します。また、認可保育所等の新規開設に伴い実施施設を順次拡大していくことにより、適切な受入れ体制を確保します。

【計画目標】

（1月あたり）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		3,740人	(※)3,733人	3,887人	3,903人	3,876人	3,925人	3,939人
確保方策	実施箇所数	140か所	162か所	177か所	193か所	203か所	203か所	203か所
	提供量 （定員）	8,390人	8,570人	8,610人	8,800人	8,870人	8,870人	8,870人
	大森圏域	2,560人	2,680人	2,670人	2,810人	2,890人	2,890人	2,890人
	調布圏域	1,930人	2,020人	2,060人	2,120人	2,200人	2,200人	2,200人
蒲田圏域	3,900人	3,870人	3,880人	3,870人	3,780人	3,780人	3,780人	
過不足		4,650人	4,837人	4,723人	4,897人	4,994人	4,945人	4,931人

(※)推計値



(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

事業概要

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中にも実施します。

令和2年4月現在、小学校1年生から6年生までの児童を対象に86か所で実施しています（児童館、こどもの家、フレンドリー、おたっ子ひろば、放課後ひろば）。

確保方策

待機児童の発生している小学校においては、学級数の増加等により余裕教室がなく、校内での定員拡充が困難となっています。また、保護者の学童ニーズは放課後ひろばに集中する傾向があり、周辺の児童館において定員に余裕が生じているところもあります。

待機児童の発生している施設においても、登録した児童全員が毎日利用している訳ではなく、曜日に限っての利用や、短時間の利用をしている児童もいます。今後、学童需要の多い施設については、利用実態を勘案のうえ、学童の登録者数を柔軟に見直すなど、ニーズに対応できる受入れ体制を確保します。

【計画目標】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生			2,015人	2,033人	2,055人	2,050人	2,061人
	2年生			1,604人	1,618人	1,637人	1,631人	1,640人
	3年生			1,017人	1,026人	1,039人	1,035人	1,041人
	低学年	4,446人	4,487人	4,636人	4,677人	4,731人	4,716人	4,742人
	4年生			384人	387人	392人	390人	392人
	5年生			67人	68人	69人	68人	69人
	6年生			22人	22人	23人	22人	23人
	高学年	427人	472人	473人	477人	484人	480人	484人
	合計	4,873人	4,959人	5,109人	5,154人	5,215人	5,196人	5,226人
確保方策 （利用登録可能数）		5,415人	5,415人	5,715人	5,957人	5,957人	5,957人	5,957人



（3）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）

事業概要

保護者の仕事、傷病、育児不安、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行っています。

<宿泊型一時保育サービス（ショートステイ）事業>

保護者の傷病、育児不安、看護、出張等の社会的な事由によって家庭における児童の養育をすることが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において児童を預かっています。（原則として7日以内）

<夜間一時保育サービス等（トワイライトステイ・休日デイサービス）事業>

保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は日曜・祝日に児童の養育をすることが困難となった場合等に、児童福祉施設で児童を預かっています。

確保方策

区内2か所で実施しています。各施設の利用者は、区内を南北に走る第二京浜国道の東西でほぼ分かれており、距離的に近い施設を利用する傾向にあります。勤務時間等の理由により、保護者の送迎が困難な場合は、送迎サービス（有料）を行っており、利用者の約50%が利用しています。今後も事業の周知を図り、ニーズに応える事業運営に努めます。

【計画目標】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,453人	(※)2,469人	2,650人	2,782人	2,859人	2,859人	2,859人
確保方策	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	提供量	2,453人	(※)2,469人	2,650人	2,782人	2,859人	2,859人	2,859人

(※)推計値



(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

事業概要

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言などを行う、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に過ごせる場を提供しています。

区では、地域子育て支援拠点事業として、児童館、子ども家庭支援センター、子育てひろばがそれぞれ乳幼児からその保護者等までを対象とした事業を展開しています。

確保方策

保育園及び子ども家庭支援センターにおいて親子が安心して過ごせる場を提供する子育てひろば事業を児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点として継続するとともに、区独自の事業として実施している児童館の子育てひろば事業について、イベントプログラムの充実などの機能強化を図り、児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点に位置付けることで子育て支援をさらに充実します。

【計画目標】 (年間)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	258,235人	260,717人 ※推計値	264,177人	265,887人	268,425人	270,135人	271,308人
確保方策(※)	52か所 (9か所)	53か所 (10か所)	53か所 (52か所)	54か所 (53か所)	54か所 (53か所)	54か所 (53か所)	54か所 (53か所)

※確保方策：利用者数（量の見込み）に対し、実施箇所数により、提供量を確保します。なお、表中の各年度のカッコ内のか所数は、内数として児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点数を表示しています。



（5）幼稚園における一時預かり事業（延長保育）

事業概要

私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常の就園時間を延長して預かる事業です。

平成31年4月現在、就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不定期の就労等の一時的な利用があり、区内46園で実施しています。

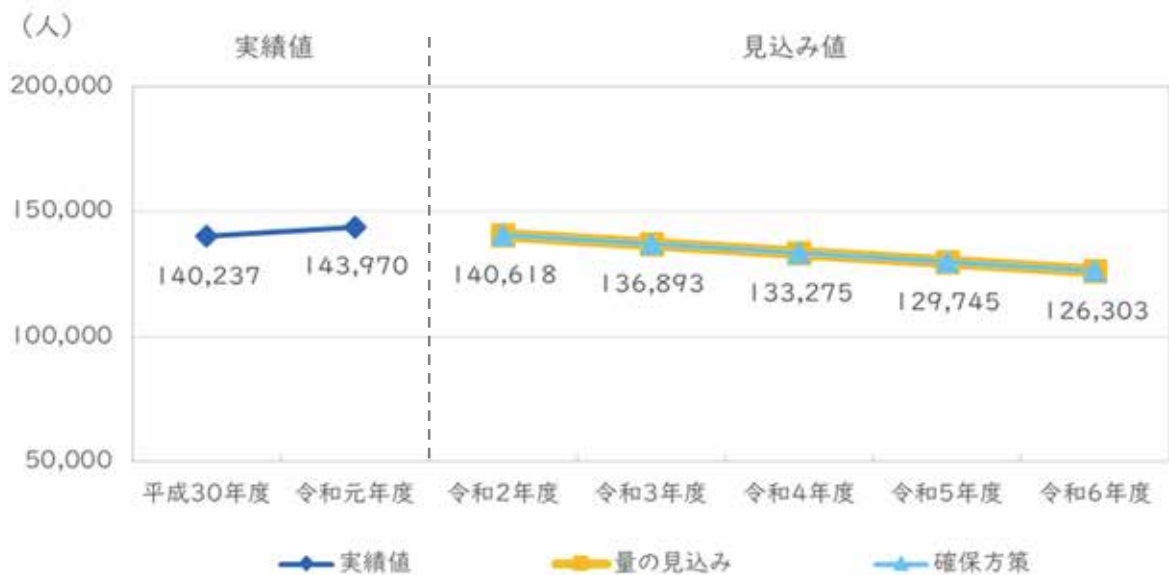
確保方策

幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、ニーズに対応できるよう、必要な量を確保していきます。

【計画目標】

（年間）

	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	140,237人	143,970人	140,618人	136,893人	133,275人	129,745人	126,303人
確保方策	140,237人	143,970人	140,618人	136,893人	133,275人	129,745人	126,303人



（6）保育所等における一時預かり事業

事業概要

<一時預かり事業>

保護者の用事やリフレッシュのためなど、理由・目的を問わずに一時的に預かる制度です。

<緊急（一時）保育>

保護者の出産、疾病等の理由により、緊急に保育が必要なお子さんを認可保育所や区が契約する緊急保育室（認証保育所）で一時的に預かる制度です。

確保方策

一時預かり保育事業については、認可保育所において余裕活用型を導入して受け入れ拠点を増やすと共に利用料の見直しを行い、低額とすることで不安を抱えた家庭の不安解消や、子育てに疲れた家庭がリフレッシュ等で手軽に利用できるよう、充実を図ります。

【計画目標】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		8,931人	(※)9,150人	10,690人	11,480人	11,510人	11,560人	11,610人
確保方策	実施箇所数	96か所	96か所	104か所	104か所	104か所	104か所	104か所
	提供量	8,931人	(※)9,150人	10,690人	11,480人	11,510人	11,560人	11,610人

(※)推計値



(7) 病児・病後児保育事業

事業概要

病気回復期にある児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両方を支援することを目的としています。

医療機関併設保育施設及び保育併設の専用スペースで実施しており、区内で9か所（定員70人）あります。

確保方策

主に医療機関併設の保育施設で事業を実施していることから、引き続き医療機関と連携し、ニーズに対して必要なサービス提供量を確保していきます。

【計画目標】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		6,913人	(※)9,237人	9,826人	10,242人	10,527人	10,636人	10,770人
確保方策	実施箇所数	8か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	提供量	6,913人	(※)9,237人	9,826人	10,242人	10,527人	10,636人	10,770人

(※)推計値



(8) ファミリー・サポート・センター事業

事業概要

育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業です。

保育園や幼稚園、学童保育のお迎えや帰宅後の預かりが主な活動内容となっています。

確保方策

利用会員の登録数と提供会員の登録数の比率は約5対1となっています。今後も利用の増加が見込まれるため、提供会員養成講座を確実に開催しニーズに見合う提供量を確保していきます。また、活動実績が最も多いのは保育園等の送迎となっており、短時間の取り組みやすい活動であることから、この点をさらに周知することで、提供会員の確保を図ります。

【計画目標】

(年間)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,193人	(※)13,325人	13,503人	13,558人	13,654人	13,724人	13,761人
確保方策	13,193人	(※)13,325人	13,503人	13,558人	13,654人	13,724人	13,761人

(※)推計値



（9）利用者支援事業（保育サービスアドバイザー等）

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じる特定型として、区役所本庁舎に保育サービスアドバイザーを設置し、個別ニーズに寄り添った相談・案内・助言を行っています。

また、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する相談に応じる母子保健型として、区役所本庁舎の健康づくり課、各地域庁舎の地域健康課において、相談支援等を行っています。

確保方策

○特定型

保育サービスアドバイザーを配置する特定型の提供体制としては、本庁舎窓口に1か所としていますが、夜間相談や児童館、特別出張所及び地域庁舎等での出張相談を展開しています。

今後も引き続き夜間相談や出張相談を行うと共に、区内商業施設での休日相談や企業の従業員向け個別相談など、利用者のニーズや利便性を考慮した相談体制の整備を検討していきます。

○母子保健型

子育て世代包括支援センター(母子保健法に基づく母子健康包括支援センター)の機能のひとつとして、妊娠、出産、子育てに関する相談や、支援プランの策定や地域の保健医療、または福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供します。

【計画目標】

(実施箇所)

		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保 方策	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(10) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦が安心して健全な出産ができるよう、妊娠期間中に医療機関に委託して検診を行います。

受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで助成を行う「里帰り等妊婦健康診査費用助成」を実施しています。

確保方策

今後も、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母子の障害防止などに資することを目的に、対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携による検診体制のもと、安心・安全な妊娠・出産の支援を充実していきます。妊娠11週以内に妊娠届を申請するすべての妊婦（量の見込み）に対し事業を実施します。

【計画目標】

（年間）

	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,665人	(※)5,850人	5,312人	4,902人	4,863人	4,826人	4,762人
確保方策	—	—	妊娠11週以内に妊娠届を申請するすべての妊婦に対し事業を実施します。				

(※)推計値



（11）乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）

事業概要

乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し指導を行います。

確保方策

今後も引続き事業周知に努め、保健師及び助産師による訪問を着実に実施し、出産後の母子の健康状態や生活状況を把握するとともに、産後うつや早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、訪問後も継続した支援を行っていきます。生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭（量の見込み）を訪問します。

【計画目標】

（年間）

	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,421人	(※)5,384人	5,312人	4,902人	4,863人	4,826人	4,762人
確保方策	—	—	生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問（すこやか赤ちゃん訪問）します。				

(※)推計値



（12）養育支援訪問事業

事業概要

児童福祉法第6条の3第5項に基づき、平成18年から実施している事業です。

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導、家事・育児ヘルパー派遣による支援等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

保護者が乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健師などと連携して助産師やヘルパーを派遣することで乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。支援の期間は概ね8か月間程度、最長で1年半程度ですが、保育園等の養育機関に入所するまで相談、助言、指導等を継続するケースもあります。

確保方策

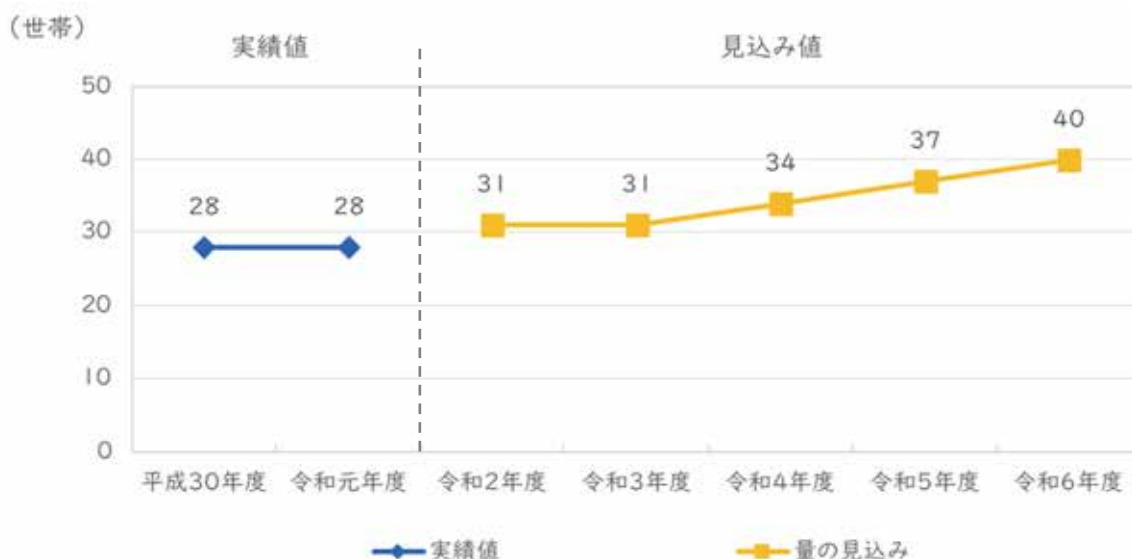
出産前、出産直後から関係機関との連絡・連携により必要な支援を確実にを行います。保育園等の養育機関に入所するなど、支援世帯に動きがある年度替わりは新規の支援のマッチングがしやすいため、前半期（4～6月）から必要な支援を計画的に行うことで、提供量を確保します。

【計画目標】

（年間）

	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28世帯	(※)28世帯	31世帯	31世帯	34世帯	37世帯	40世帯
確保方策	—	—	・保健所地域健康課 保健師 ・子ども家庭支援センター職員 ・委託契約：助産師会、家事・育児ヘルパー事業者、育児サポーター事業者				

(※)推計値



（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

教育・保育施設に対して保護者が支払う日用品、文房具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成し、保護者の負担軽減を図ることを目的とする事業です。

現在大田区では認可保育園に対して保護者の実費負担を助成する事業を行っており、今後もこの事業を継続します。

（14）多様な事業者の参入促進、能力活用事業（保育連携推進事業）

事業概要

保育園の運営を担う事業者に対する巡回支援等を実施することにより、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設の設置、運営を促進するための事業です。

現在大田区では、社会福祉法人や株式会社等の多様な事業者が認可保育園（私立園）の運営を担っており、今後の保育所整備においてもこれらの事業者の参入が見込まれています。このため、区立直営の18の拠点園がこうした私立園等に対し、定期的な訪問や保育に関する助言、子どもたちの交流事業などの連携・交流を図る「保育連携推進事業」を実施し、多様な事業者の保育水準の向上を図るとともに、これらの事業がその能力を活用できるよう支援しています。